

国保制度の改善について

(2007年9月1日現在)

市町村名	生活実態を無視した制裁行政をしないで	滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないで	年金対象者に対する短期証の発行	
1	名古屋市	より多くの接触機会を持ち、生活実態を把握した上で、納付相談をおこなっている	国が示した事務取扱により、保険料の滞納がない場合に限りおこなうこととされている。特別の事情がある場合はこの限りではない	他市の動向をみて検討中
2	豊橋市	面談、電話、現地調査などで実態把握。納税意識、誠意の見られない者は、滞納処分をすることになる	負担の公平の見地から、滞納のない方を対象に交付していく	考えていない
3	岡崎市	生活実態の調査及び把握に努め、実情も考慮して対応している	災害や盗難にあたり、事業の休廃止など特別な事情がある場合は交付する	
4	一宮市	滞納理由、所得状況など本人から聴取して、分納などの方法で納付してもらっている	納税課にて納税相談をして交付。一定の滞納世帯に対する交付制限は今後もおこなう	詳細判明までまつ
5	瀬戸市	滞納処分にあたっては、事前に生活実態の把握に努めている	滞納している市民に対して、今まで高額療養費の申請の際おこなっていた納付勧奨がおこなえなくなるため、取扱を変更する考えはない	県下の状況を見て対応
6	半田市	差押さえや行政サービスの制限は、税負担の公平性を確保するために必要な措置。世帯の状況に応じて適切に実施	公平性を確保するため、交付制限をおこなっている。なお、救済措置として、高額貸付制度がある	税の負担の公平性を確保するため交付する
7	春日井市	国税徴収法、地方税法にもとづき事務をすすめている	他の納税者との公平性を保つ上からも必要と考えている	納税相談機会の創出のため発行しているもの
8	豊川市	8月と2月の最終土日に納税相談日を設け、平日時間の取れない納税義務者と面談をおこなうなど、生活実態の把握に努めている	高額療養費の「限度額認定証」は、申請に基づき交付している	行っていない
9	津島市	未納者には、電話での対話や面談などをおこない、実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえをおこなっている		国、県の動向を見て判断
10	碧南市	納付相談を行い実態を確認。把握した内容によりの確な処理をしている	原則、保険税の滞納がないことが確認できた場合に限り認定している	慎重に対応
11	刈谷市	納税相談を密に行い、納税者の要望を踏まえ、無理のない納付計画にもとづいた徴収をしている	交付については、滞納がないことを条件としています。滞納がある方は、従来からの貸付制度で対応していきたいと考えている	動向を見ている
12	豊田市	文書回答なし		
13	安城市	適切におこなっている	考えていません	未定
14	西尾市	徴収および差し押さえは、徴収の確保及び納税の公平性の確保を図るため、法に基づきおこなっている。	税に未納のある方に対し、納付・納税相談の機会を増やすために実施している	動向を見ている検討

	市町村名	生活実態を無視した制裁行政をしないで	滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないで	年金対象者に対する短期証の発行
15	蒲郡市	納付困難な被保険者には納税相談に応じている	納税相談・指導した上で発行している	他市の動向をみて検討中
16	犬山市	生活実態を無視した処分はおこなっていない。「納められるのに横着で納めない」滞納者には、負担の公平の見地からきびしい処分を行う	国の指針通り、保険税滞納世帯の交付はおこなっていません。ただし、貸付制度利用を進めている	国が「義務化」するまで予定なし
17	常滑市	税の公平性確保のため、加入者の実態把握をおこない適切に対応	一度に納税できない場合は、分納誓約を交わすなど適切に対応し交付している	現在のところ考えていない
18	江南市	十分に納税相談をおこない、保険税を野不するよう指導している	国の指針によりおこなっている	現時点では考えていない
19	小牧市	払いきれない保険税については、分納等の相談を受け付けている	国の指針に従い、原則的には交付していませんが、特別な事情がある場合は、個別に検討していく	具体的検討はしていない
20	稲沢市	納税者の生活実態を把握し、進めさせてもらっている	申請書には、申請日の時点で保険料(税)の滞納がないことを証する書類を添付しなければならないこととされている	現在予定なし
21	新城市	生活実態の把握にしっかり努めたうえで、保険税の徴収を実施している	施行規則で定められているので、交付制限は実施しない	現在予定なし
22	東海市	面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしている	交付制限がありますが、特別な理由書を提出してもらい、現在交付している	交付していない
23	大府市	納付相談や分割納税などの方法を取り入れている。生活実態を無視した徴収や差押さえは行っていない	納税相談を受けていただいた上で、発行している	状況を把握し検討
24	知多市	納付相談等を通じて実態調査をおこない分割納付の相談をしている。納税者を無視した徴収は行っていない	災害、盗難など特別な事情がある場合は、認定をおこなっている	現在考えていない
25	知立市	加入者の生活実態により飯台している	現行の制度により実施している	検討中
26	尾張旭市	法令に従い、生活実態に配慮し適正に実施	資格証明書の対象等出ない限り、給付を制限するものではなく、通常通り、療養の2カ月後に高額療養費に支給申請を受け付け、納付相談をする	当面は状況を見る
27	高浜市	関係法令などの規定や近隣市の状況等も踏まえ適切に対応	関係法令などの規定や近隣市の状況等も踏まえ適切に対応	法令等の規定や近隣の状況をみて検討
28	岩倉市	特段の理由がなく、一切納付に応じない、誠意がない滞納者に対しては、差押さえなどの処分もやむを得ない	原則、保険税の滞納のない場合に限っている	実施していない
29	豊明市	収納課において、納税相談を実施し、生活実態を踏まえた徴収を心がけている		考えていない

市町村名	生活実態を無視した制裁行政をしないで	滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないで	年金対象者に対する短期証の発行	
30	日進市	収納課において、納税相談を実施し、生活実態を踏まえた徴収を心がけている	滞納世帯については、交付していない	具体的なことは未定
31	田原市	安定的な運営と負担の公平と凶る観点から滞納処分は必要。収入等調査し無理のない納付計画の元、徴収。悪質の場合は、差押さえ	積極の機会を持つためにも、窓口への来訪が必要と考えている。真に困難な場合は、貸付制度で対応している	動向をみて慎重に検討
32	愛西市	加入者の実態把握に努めていく。収納対策上やむを得ない	その考えはない	収納対策上必要
33	清須市	収納課の窓口により納付相談を十分おこない、その判断の基、短期証の発行を決定している	滞納者にたいしては交付制限し、貸付制度での対応をお願いしている	実施していない
34	北名古屋市	随時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた滞納をしている	貸付制度を利用してもらっている	予定はない
35	弥富市	被保険者の実態を調査のうえ、適正に対処する	交付制限の実績はないが、今後、滞納者の申請は、貸付制度を適用したい	考えていない
36	東郷町	生活実態を把握して対応していく	生活実態を把握して対応していく	制度の安定的運営のため制度化されたと考える
37	長久手町	実態の把握に努める	法律により制限せざるを得ないが、やむを得ない事情がある場合は、貸付制度を案内している	行っていない
38	豊山町	納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応。差押さえは、悪質な滞納者に対する最終的な手段と考える	現行通りとします	実施する考えはない
39	春日町	無理な徴収や差押さえはしていない、納入に理解をしていただくようお願いするのみ	原則滞納世帯には交付していない。貸付制度の説明をしている	わかりません
40	大口町	納税相談を行い、生活実態の把握に努めている。差押さえなどの制裁措置はおこなっていない	貸付制度の説明など納税相談をおこなっている	現在は実施していません
41	扶桑町	差押さえなどの滞納処分については、生活実態をよく調査し、実施している。	特別な理由(災害・病気など)以外は、国の指導に基づき、実施している。公平・平等を保ためにも制限せざるを得ない	今後検討すべき事項
42	七宝町	納税相談を実施し、分納などで納付をお願いしている	行っていない	考えていない
43	美和町	差押さえまで振興しないよう納税相談を充実するよう努めている	滞納者には交付していない	実施していないが、今後見直しが予想される
44	甚目寺町		国の方針に沿って実施していく	現在のところ考えていない
45	大治町	面談し生活実態の把握、所得に応じた減免をしている。悪質滞納者には、滞納処分をおこなう方針	現行の手続きでおこなう	現在検討中
46	蟹江町	現行どおり	現行どおり	行っていない

	市町村名	生活実態を無視した制裁行政をしないで	滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないで	年金対象者に対する短期証の発行
47	飛島村	滞納の状況を把握し、計画的な納付を促している	該当者なし	
48	阿久比町	滞納者との接触を保つことは重要と考える	厚生労働省からの通知に基づき実施	県内市町村の状況をみて判断
49	東浦町	滞納者と個別に接触し、納めていただく方法等の納税相談をおこないっている。生活状況や個別事情の把握に努めながら、滞納整理をしていく	一律に不交付のようなことはしていない。納税相談をした上で判断している	現段階では回答できない
50	南知多町	こまめに臨戸徴収を実施することにより完納していただけるよう努力。悪質の場合は、差押さえをやむを得ないと考える	法令どおり実施	未定
51	美浜町	生活実態を無視した制裁行政はおこなっていません	納税状況により判断	納税状況により判断
52	武豊町	生活実態を無視した制裁行政はおこなっていません	納税状況により判断	納税状況により判断
53	一色町	加入者の生活実態を無視した制裁行政は行わない	厚生労働省からの通知に基づき実施	慎重に対応
54	吉良町	差押さえは、悪質な理由により、面談が目的で結果的に実施	国の基準に基づき実施	県下の状況をみて検討
55	幡豆町	保険税が払えない事情を聴取し分納誓約により保険税を納付している	制度上やむを得ない	制度上やむをえない
56	幸田町	生活実態の把握に努め、慎重に対応	滞納状況を見極め慎重に対応	当面は実施する予定はない
57	三好町	文書回答なし		
58	設楽町	悪質な滞納者には資格書の発行は継続する。滞納者との協議は常におこなっており、無理な徴収はしていない	行っていない	
59	東栄町	総務課徴収支援係りを中心に、家への訪問をおこない生活実態に合わせた徴収を心がけている。差押さえは現在ない		法のもと実施していく
60	豊根村	被保険者との相談の機会をもつて対応	制度維持のため公平に対応する	今のところ予定なし
61	音羽町	文書回答依頼せず		
62	小坂井町	制裁行政はおこなっていません納税相談を行った上で判断	納税相談をおこなった上で判断	不明
63	御津町	文書回答依頼せず		